

令和7年 第3回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年3月27日(木) 午前9時30分～午前10時53分
- 2 開催場所 松前町役場6階会議室
- 3 出席委員(14人)
- 4 欠席委員(0人)
- 5 議事録署名人の指名について(2人)
- 6 議事日程
 - 議案第190号 農地法第3条による許可申請の件(3件)
 - 議案第191号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件(2件)
 - 議案第192号 農地転用事業計画変更申請の件
 - 議案第193号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員(4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和7年第3回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしくお願ひします。

○議長

～あいさつ～

本日欠席者はいません。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、1番〇〇委員、3番〇〇委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第190号農地法第3条による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番及び2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、畑、752 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 3,046 m²

坪単価 500 円

続いて、受付番号2番

土地の表示 〇〇、畑、748 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 3,046 m²

坪単価 500 円

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

受付番号2番の譲渡人が、高齢となり今後の耕作が難しいため、譲受人に話を持ち掛けたことがきっかけで今回の申請に至りました。受付番号2番の申請地に進入するためには、受付番号1番の申請地を通らなければ進入できないため、受付番号1番の申請地も合わせて購入します。譲受人は、申請地の東側に隣接する農地で野菜を耕作しています。譲受人は〇〇在住ですが、すぐ東に娘夫婦が住んでおり、娘も一緒に農業に取り組んでいます。農業用機械もし

っかりと所有されており、耕作について問題ないと思われま

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番及び2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号3番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号3番

土地の表示 ○○、田、面積1,349㎡

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積78,517㎡

贈与

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲渡人は、譲受人の妻の妹に当たる方です。譲渡人は、相続により申請地の所有者となったものの、今後も農業を行う意向がないため、今回の申請に至りました。申請地は、現在も譲受人が水稻及び麦を耕作しており、今後の耕作についても支障ないと思われま

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号3番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第191号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 ○○、田、面積998㎡

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 自動車修理工場

建築面積 196.70㎡

所有権移転

農地区分 2種農地

本件は、先月の総会にて審議いただきました案件です。当初の申請では永年間の使用貸借権の設定との内容で提出されており、先月の総会でも永年間の使用貸借権の設定で議決いただきましたが、所有権移転に変更したいとの申し出があったため、前回の申請を取り下げ、再度ご審議いただくものです。権利設定の内容に変更があるのみで、その他の内容に変更はありません。以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

権利設定の内容のみ変更されておりますが、その他は先月の説明から変わりなく、問題ないと思われます。

〇議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

〇議長

続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

〇事務局

受付番号2番

土地の表示 〇〇、田、面積 114 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇

転用目的 分家住宅

建築面積 63.02 m²

使用貸借権の設定

農地区分 甲種農地

以上です。

〇議長

事務局の説明は終わりました。続いて、農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

譲受人の妻は、譲渡人の次女に当たります。南側の農地は畑ですが、今後も耕作していくとのことで問題ありません。西側の細い道から進入します。また、排水は北側水路に流すということで、問題ないと思われま

〇議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〇〇〇委員

地図の青く塗られた一体利用地と書かれている箇所の意味を教えてください。

〇事務局

青い部分は、譲渡人の所有地であり、地目が宅地となっております。青の部分と赤の部分両方を使用して分家住宅を建築します。

〇〇〇委員

青い部分の手続きは必要ないのでしょうか。

〇事務局

農地法上の手続きは必要ありません。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

〇議長

続きまして、議案第192号農地転用事業計画変更申請の件について、次のとおり変更申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号 1 番

土地の表示 ○○、田、面積 247 m²

当初計画者 ○○

承継者 ○○

変更前の転用目的 郵便局舎（特定郵便局）

変更後の転用目的 貸露天駐車場

変更を受けようとする土地の許可年月日

指令番号 昭和○○年○○月○○日付 第○○号

本件は、過去に農地転用の許可を受け、許可目的達成が困難なため事業計画の変更を求めるものです。詳細についても事務局から説明いたします。

申請地は、昭和○○年○○月○○日付で、郵便局舎を転用目的として農地法第5条による農地転用許可を受け、既に、当時譲受人であった○○さんへ所有権移転登記が行われており、土地造成工事まで完了しております。しかし、詳細は不明ですが、郵便局舎の建築は行われておらず、申請地から約 150m離れた○○に、現在も運営されている○○郵便局が平成○○年に新築されているため、何らかの事情により建築土地が変更されたものと推測されます。平成○○年○○月○○日に○○さんが亡くなり、○○さんと○○さんが共有で土地を相続しておりますが、亡くなった○○さんからは詳細を聞いておらず、許可を受けていたことは今回の手続きを進めるうえで知ったとのこと。○○さんと○○さんは県外在住であり、申請地において事業を行う予定はなく、今後の利用について苦慮していたところ、○○より、貸露天駐車場として事業を行いたいとの申し出があったため、当初の事業計画を変更するための手続きとして今回の申請に及びました。7台分の車を置く駐車場に転用する計画で、現在5台分の申込書が提出されております。申請地は、現在雑草が繁茂しておりますが、許可後は、防草シートを敷き、その上から砂利を敷き詰める予定です。排水については、自然浸透とします。事務局においては、承認の見込みがあるものと考えております。

以上です。

○議長

担当の農業委員から補足説明はありますか。

○○○委員

申請地は、何年か前まで野菜を作られておりましたが、現在は荒地となっており、駐車場とすることについて問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〇〇〇委員

許可を取り消すのではなく、〇〇年前の許可を変更するというのは正しい手続きなのでしょうか。

〇事務局

他の案件であれば、許可を取り消すという手続きも検討できますが、今回の場合は、当時の譲受人に所有権が移転されており、許可を取り消すには当時の譲渡人に所有権を戻す必要がありますが、当時の譲渡人に所有権を戻すことは不可能であるため、事業計画変更申請という形で手続きを進めているものです。県にもこの手続きで問題ないことを確認しています。

〇〇〇委員

申請地へはどこから進入するのでしょうか。

〇〇〇委員

北側の細い道から進入します。

〇議長

他に質疑はございませんか。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

〇議長

続きまして、議案第193号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

〇事務局

設定する利用権の種類 賃借権

利用権設定の期間 2年2か月
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 816 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 3年
利用権の設定を行う件数 5件
利用権を設定する面積 7,247 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 3年2か月
利用権の設定を行う件数 5件
利用権を設定する面積 5,521 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 3年8か月
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 1,034 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 5年
利用権の設定を行う件数 6件
利用権を設定する面積 9,983 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 5年2か月
利用権の設定を行う件数 9件
利用権を設定する面積 10,471 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 8年
利用権の設定を行う件数 2件
利用権を設定する面積 2,221 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 10年
利用権の設定を行う件数 16件
利用権を設定する面積 22,744 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 10年2か月
利用権の設定を行う件数 6件
利用権を設定する面積 7,634 m²
利用権を設定する作物 水稻等

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 25年8か月
利用権の設定を行う件数 5件
利用権を設定する面積 6,075 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 3年
利用権の設定を行う件数 9件
利用権を設定する面積 11,841 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 5年
利用権の設定を行う件数 4件
利用権を設定する面積 5,772 m²
利用権を設定する作物 水稻等

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 5年2か月
利用権の設定を行う件数 6件
利用権を設定する面積 7,680 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 5年8か月
利用権の設定を行う件数 3件

利用権を設定する面積 1,731 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 10年
利用権の設定を行う件数 5件
利用権を設定する面積 7,945 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 10年2か月
利用権の設定を行う件数 5件
利用権を設定する面積 4,453 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 10年6か月
利用権の設定を行う件数 9件
利用権を設定する面積 11,119 m²
利用権を設定する作物 水稻等

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 10年8か月
利用権の設定を行う件数 2件
利用権を設定する面積 1,970 m²
利用権を設定する作物 水稻
以上です。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第193号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局
お願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。